

法文学部創出理由の再検討

手嶋泰伸

はじめに

1922年に初めて法文学部が東北帝国大学に設置され、その後、法文学部は九州帝国大学をはじめとした、私立大学を含むいくつかの大学にも設置された。法文学部は法科・文科・経済科の三分野の幅広い知識を有する教養人の育成を目指した学部であるが、そうした新しい形式の学部が創出された理由は、以下のような説明が定説化していると言えよう。すなわち、大正期に狭い範囲の専門知識しか持たない法学士が官僚組織をはじめとする社会の中の枢要なポストをほぼ独占してしまっていることが、いわゆる「法科万能主義批判」の盛り上がりを生起し、そうした世論を受けて、1919年の第41回帝国議会の貴族院において、高等教育機関の拡張案中にある法学部増設案についての議論の中で、法学士に幅広い教養を持たせることが主張されたことで、法学部が法文学部となって予算が認められたというものである¹⁾。なお、そのような見解は、東北大学の大学史では法文学部の創設委員を務めた佐藤丑次郎の手記を²⁾、九州大学の大学史では「従来法学部は法律専門の研究に走り形式主義に流れ又文学部は兎角超越主義に陥り世情に通ぜざる余弊あるを以て各其極端に走るの弊を緩和せんとするに在り」とする新聞記事を根拠としている³⁾。

上記のような法文学部創出理由についての通説的理解については、以下のような問題点が指摘できる。

まず、1919年2月に東京帝国大学法学部から経済学部が独立したことにみられるように、むしろ大正期の潮流は専門性の深化に伴う学部の専門分化にあると考えるべきであり、多分野融合型学部の理念がそのまま関係者に受容されたという理解には疑問が残る。日本の大学史上、融合型学部の設置理由としては、理念以外の事情が与える影響は無視できず、1897年に京都帝国大学に理工科大学が設置されたのは、設置が急がれたために科目が精選されたことと、予算上のメリットがあったことが理由と考えられており⁴⁾、その京都帝大理工科大学も、1914年に理科大学と工科大学に分離している。

また、多分野融合型の教養人育成という理念があったにもかかわらず、そうした理念の骨抜きも早々に起きていた。九州帝大の法文学部では、1930年3月頃から学科分化の傾向が現れ始めるとされているが⁵⁾、その時の総長は、法文学部の創出に文部省専門学務局長として関わった松浦鎮次郎である。また、東北帝大の法文学部では、1933年頃から学科分化の傾向が現れ始めるとされているが⁶⁾、その時もまだ佐藤丑次郎をはじめとした学部の立ち上げスタッフは教員として在籍していた。このように、人的連続が見られるにもかかわらず、法文学部の核心的とされる理念が形骸化していくことは、そもそもそういった理念が創出時にどこまで重視されていたのかという疑問へとつながる。

そして、法文学部創出過程の通説的理解に指摘できる最大の問題点は、後述するが、貴族院においては、少なくとも議事録が残る場面において、実は一度も法学部の法文学部への変更は議論されていないのである。

以上のような通説的理解に指摘できる問題点を踏まえて、法文学部の創出理由を再検討するにあたって、重要な示唆を与えてくれるのが、通堂あゆみ氏の京城帝国大学法文学部に関する研究

である。通堂氏は、京城帝大の法文学部が東洋文化の研究を建学の理念としつつも、朝鮮人が内地の法学系の学校に留学することの多かったことを抑止しようとするため、妥協の産物として設置されたものであったことを明らかにしている⁷⁾。通堂氏はそうした設置過程にみられる妥協が、多分野融合型人材の育成という東北帝大や九州帝大の法文学部の理念と比較した際の京城帝大法文学部の特徴であるとしているが⁸⁾、そもそも東北帝大・九州帝大の法文学部の創出にも理念が重視されていたわけではなく、だからこそ京城帝大の法文学部設置の際にも、妥協ができたという解釈も可能である。台北帝国大学の文政学部もまた、文学部設置の構想が妥協の結果として変化したものであると指摘されており⁹⁾、日本の近代大学史における融合型学部の位置付けについては、検討すべき余地が残されているものと考えられる。

法文学部の創出過程において、多分野融合の理念をあまりに重視してしまうと、昭和期における多分野融合という試みの後退が、理念そのものの評価にも影響を与えかねない。本稿は法文学部創出理由を再検討することで、日本の高等教育史上における融合型学部の位置付けを探ってきたい。

1 法科万能主義批判と文科大学振興論

東京帝大と京都帝大には文科大学が設置されていたが、両者ともに法科大学と比べた際の志望者は決して多くはなかった。高等学校文科の卒業生の多くが法科大学へと進学する実情を数字をもって示し、「大体に於て、高等学校の文科は文科大学と法科大学との予備校となれるの観あり」と指摘した上田万年の論文は¹⁰⁾、文科大学の振興論に関する議論の火付け役となった。

そうした文科大学振興論の中でも特に反響を呼んだのが、東京帝国大学文科大学教授の芳賀矢一の論文、「法科万能主義を排す」であった。芳賀は「各科専門の人が各其の知識材能を応用して、出来るだけ広汎な範囲に活動するのが、国家の利益である。各分科大学、各専門学科の間に軽重優劣のある訳は無い。然るに現代の状態は法科の卒業生を殊に偏重する傾向は無いか」と¹¹⁾、官僚組織等の重要なポストが法科大学出身者によって占められていることを批判し、文科大学の卒業生をそうしたポストにつけることで、文科大学にも優秀な人材が集まるようにすることを主張したのであった。この芳賀の論文は、文科大学振興論と法科万能主義批判とが一体化したものであり、特に高等文官試験が法科大学出身者に有利な状態であることの批判を巻き起こすことになった。

東京帝国大学法科大学教授であった吉野作造が、「文科出身者に今よりも尚多くの形式的栄達の途を講じても、這般の憂は取除かるゝや否やは大いに疑とせねばならぬ」と述べつつも¹²⁾、法科大学の教員でありながら芳賀の主張に理解を示して、「事実上日本今日の教育の有様では深遠なる教養に基き、高き見識の専門家を見るといふ事は頗る困難であらう。唯所謂常識ある人物即ち見識ある人物は本来高等普通教育で養はねばならぬのであつて、此方面の必要が何も他の各専門家に限つた事ではない。法科方面にも此必要は無論大いに感ぜられて居る」と述べたように¹³⁾、法科大学出身者にも幅広い教養を付与するべきという主張は当時広く見られた。

竹内洋氏は以上のような1910年代にみられた文科大学振興論と法科万能主義批判がその後の法文学部の創設へとつながったと述べているが¹⁴⁾、右のような言論界の動向が、直接に法文学部へと結びつくわけではない。以下にみるように、第41回帝国議会の前に、文科大学の振興論は一度大きく頓挫するのである。

大正期の社会の大きな変化に対応した広範な教育改革を検討した臨時教育会議の中で、高等文官試験改革と絡めて文科大学改革が議論された。しかし、1918年6月21日の臨時教育会議総会で、答申原案の中の「大学各分科ノ均等ナル発達ヲ期シ文官任用ノ如キモ従来ノ方針ヲ改メテ法科偏重ノ弊ヲ矯正セムコトヲ望ム」という部分に対して、鶴澤聰明による「今日ノ大学ニ於テ法科ヲ偏重シテ居ル、外ノ科目ニ比較シテ法科ダケニ偏重シテ居ルト云フヤウナコトハ私共ハ認メルコトガ出来ナイ」という意見、小山健三郎による「文官任用法ト致シテハ是ハ法制上ノ知識、又其他常識等ヲ必要トスル」という意見、上山満之進の「或ル分科ガ振ハナイ、之ヲ振ハセヤウトスルニハソレニ向ッテ第一相当ノ方法ヲ講ジナケレバナラヌト思フ、文官任用ノ方針ヲ改メルト云フコトハ此希望セラレル大キナル問題ニ対シテハ九牛ノ一毛ニモ失礼ナガラ及バヌト考ヘル」、
「法科ノ学問ト申セバ深く私が申上ゲルマデモゴザイマセヌデ、国ノ制度社会ノ状態ト云フコトニ直接ノ関係ヲ持ッタ学問デゴザイマスカラ行政ノ局ニ当ル者ガ国ノ制度社会ノ状態ニ付テ学ンダ者が這入ルコトハ当然」という意見など、批判が噴出した¹⁵⁾。

結局、翌日の6月22日の総会でも同様の反対意見が出されたため、答申は「大学各分科ノ均等ナル発達ヲ期スルカ為適當ナル施設ヲ為シ人材ノ登庸ノ如キモ各科ヲ通シテ公平ナラシムコトヲ望ム」と変更されたのであった¹⁶⁾。そもそも高等文官試験の改革という問題は臨時教育会議の提言としては枠を大きく越えるものであり、とりあげることには違和感を持っている委員も多数いたと考えられる。それに加えて、やはり文官に法学の素養は必要という考えも根強く、そのために文科大学の振興を高等文官試験改革によって行おうとする論理にも問題があったと言えよう。

つまり、臨時教育会議の議論において、少なくとも法科万能主義判をストレートに文科大学改革に盛り込むことは頓挫しているのである¹⁷⁾。文科大学の振興論はこの時点で、教育改革に盛り込む内容からは一時的に除外されたとみるべきであろう。事実、第41回帝国議会において、衆議院で白河次郎が中心となって提出した「高等教育機関増設ニ関連シ教育振興ニ関スル質問主意書」の「物質文明尊重ノ弊害ハ這次ノ高等教育機関増設ノ計画ニ就テモ亦歴々タルモノアリ精神文明向上ノ為ニ各総合大学ニ必文学部ヲ設ケシメ単科大学ニ在リテモ必須ナル文科的講座ヲ置カシムルノ要ナキカ」という質問に対して、政府は「総合大学又ハ単科大学ニ其ノ組織ノ如何ヲ問ハス文学部若ハ文科的講座ヲ必置スルノ要ヲ認メス」と回答し、「高等文官及判検事カ現時ノ如ク単ニ専門ニ偏セル學術技能ニ依リテノミ登擧セラル、ハ時トシテ行政又ハ司法ノ運用ニ於テ其ノ真髓ヲ發揮スルノ途ヲ謬リ及社会ノ儀表トナリ民心ヲ卒ヒ得ル所以ニ非ス故ニ之カ任用試験ニハ国民道德社会学教育学及心理学等ノ文科的学科ヲ適宜參酌シテ増課セサルヘカラスト信ス文部大臣ハ文教ノ当局トシテ之ヲ提議スルノ必要ヲ認メサルカ」という質問には「慎重ノ考慮ヲ要ス」とだけしか政府は述べておらず¹⁸⁾、1918年の臨時教育会議から1919年の第41回帝国議会にかけての時期、文部省は文科大学改革については放擲していたと考えられる。

そもそも、通説的な説明では、当初東北帝大には法学部が設置されるはずだったものが、貴族院での議論の中で法文学部になったとされているが、東北帝大がもともと設置を希望していたのは文科大学であった。文部次官として東北帝大の設置を推し進め、東北帝大の初代総長となった澤柳政太郎は、「一分科の研究をするのにも、いろいろ之れに関係ある他分科の書物や実験場がなくてはならぬのである」¹⁹⁾、「福岡や、北海道は、行く行くには総合大学にしたいが、一度には出来ぬから、已むを得ず単立にしてある」と²⁰⁾、大学は総合大学であるべきという考えをもって

おり、将来的な文科大学の増設を見越して、人文科学を含む幅広い分野の書籍を含んだ狩野文庫を購入していた²¹⁾。

澤柳が文部次官を務めていた際に専門学務局長を務め、文部次官を務めた後に第3代の東北帝大総長となった福原隼二郎も、「理科大学などの科学研究の為にも形而上学の必要あるは論を俟たない綜合制は此の理由から要求せられねばならぬもの畢竟単科大学では片輪なもので大学としては充分の活動が出来ない北大が今後取入れなければならぬものは哲学、社会学、文学、法律学等であるから随つて今後分科として増設すべきものは是等の學術に関する文科、法科の大学である創業の精神は綜合制の完成である」と²²⁾、東北帝大に文科大学を設置することで、総合大学の完成を企図していた。福原が総長を務めていた1910年代は、いわゆる文系と理系の区分が明確となりはじめた時期であり²³⁾、そういった社会的な風潮もまた、総合大学化を目指す要因になったと思われる。

福原の新設分科大学構想として、1918年5月11日に、「従来の文科必須課目の外別に法律学や経済学を加へて一般に文科の色彩に法科的色彩を加へると云ふ」ことが²⁴⁾、8月22日に「現在東京京都に於るが如き文科大学と其組織を異にせる文科大学即ち政治経済等包有せる文科大学（我国に嘗て其制あり）を設立したしとの希望を有せる」ということが報道されており²⁵⁾、政治や経済といった法科的科目を包摂した新しい教育プログラムを導入するという論理でもって、福原は文科大学の設置を文部省に認めさせようとしていたのであった。

しかし、結局、東北帝大に文科大学を設置するという構想は、1918年の文部省の概算要求にも盛り込まれなかった。福原は新聞記者に対して「文部省が明年分科大学一校を設置すると言つたのが誤り伝へられて北大に文科が出来ると噂された」と述べ²⁶⁾、そもそも1918年の時点では文科大学の申請をするつもりがなく、新聞各社の誤報であるかのように装っているが、どうやら内々に文部省に対して打診をしていたようであり、「世の進歩に伴ひ一切のものに分化の行はるゝは自然の順程なるが嚴然分立する二科を合して大学所期の古に返さんとするは如何のものにや仮に二科の併合を認むるとしても性質を異にする二科を如何にして合体せしむるや解釈に苦しむ次第也若しそれ最高学府の理想を別とし或要求に應ずる便宜的機関として之を試みんことならばそは自ら別問題也」という理由で²⁷⁾、福原ら東北帝大側の構想は文部省に却下されたようである。

上記のように文部省は融合型学部そのものに批判的だったと言えよう。そもそも、臨時教育会議の議論から考えるに、文部省が目指していたのは文科大学に優秀な学生を多く集め、文科大学を振興することであったが、単に文科大学を一校増設しただけでは、むしろ既存の文科大学志望者を東京・京都・東北の三大学で奪い合うことになってしまうため、逆効果であつただろう。

福原ら東北帝大の用意した法文融合構想については、その理念以上に重要だったのが、やはり総合大学の完成という点であった。地元仙台の新聞では「文科の萎靡振はざる今日に於て速かに総合大学の実を挙げんが為めには今次の計画は余儀なきものたりしならん尤も将来の状勢によつては法文を分岐せしめて各単独なる大学たらしむべきこと明らかにして見様によつては法文科大学今回の設置は法文二科実現の前提なりとも言ふべし」ということも報道されている²⁸⁾。

2 第41回帝国議会での議論

原敬内閣が成立した1918年9月末の時点で、既に各省からの概算要求は出揃ってしまっていたが、組閣時に示した四大政綱に基づき、原内閣は高等教育機関の大拡張を実施することになる。

だが、当初作成した予算案では、帝国大学については、東北帝大工学部の増設等を除くと、基本的には各大学の学科レベルの増設に過ぎないものであった。

しかし、内相時代に古河財閥に寄付を出させて東北帝大・九州帝大の設置を進めたこともあり、「教育改善は余の従来主張する所」と考える原敬は²⁹⁾、更なる高等教育機関の増設のための財源として、天皇の内帑金の下賜を画策した。結局、宮相の波多野敬直との交渉によって、原は高等教育機関の増設のために一千万円の予算を獲得することに成功し³⁰⁾、1918年12月25日にその通知を受領することとなる³¹⁾。これによって、原内閣は第41回帝国議会の開院直前になって、高等教育機関の大拡張が可能となったのであった。

そうした巨額の予算によって、東北帝大・九州帝大にも学部が増設が可能となるのであり、両大には法学部が増設されることとなった。だが、先述したように、東北帝大は創設以来文科大学の設置を希望していた。また、九州帝大にとっても、法学部の優先順位はそれほど高くなかった。九州帝大の総長であった真野文二は、「次に来るべき者は敢て其時期を予知し難きも学科は理科より却つて法商科か、思想問題、精神教育問題の高潮せる時機に際し九州男兒的特色なる法科大学を九大の一部に現出せしめんと亦快事ならずとせんや」と述べつつも³²⁾、法学部増設が報じられた後には「現今世界の大勢に鑑み諸学の基礎たるべき理科の増設が最も急務ならずやと思惟するのみ」、「来年度に於て理科の増設を見ざるを遺憾とし居たる矢先法科にても増設さるゝ事となりたるは喜ぶべき事なり」と述べていた³³⁾。既設の医学部・工学部、設置の決定していた農学部との連携を重視するのであれば理学部が必要という考えであり、少なくとも、九州帝大の側から法学部の増設を希望していたわけではなかったと言える。

つまり、法学部の増設は必ずしも東北帝大・九州帝大の希望に沿ったものではなく、文部省が一方的に決定したものであった。文部省が法学部の増設を決めた理由については後に詳述するが、当時現実に存在していた法科大学への進学需要と、文系学部を設置することで総合大学が完成するという考え方に基づいて法学部の増設が決定されたのであった。

さて、通説的には、第41回帝国議会の貴族院にて、法学部を法文学部とする付帯決議がなされたとの説明がなされるが、「はじめに」で述べたように、少なくとも議事録が残る場面においては、そうしたことが議論されたことはなかった。政府提出の高等教育機関拡張案を審議する際、法学部について議論されたのは、概ね次の2つの場合に限られる。

まず、法学部の増設が議論の対象となるのは、工学教育を議論した際であった。第40回帝国議会において、第一次世界大戦等に鑑みて、貴族院は「世界ノ大勢ニ随ヒ国家ノ須要ニ応シ科学及工業ニ関スル教育制度ヲ改善シ其ノ設備ヲ拡張スルコトハ実ニ国家ノ急務ナリト信ス政府ハ速ニ適當ノ方策ヲ講シ科学及工業ニ関スル専門教育ノ発達ニ努力セラレムコトヲ望ム」と求める建議を可決していた³⁴⁾。そうした貴族院の建議が、政府提出の高等教育機関拡張案に十分とりいれられていないとして、第41回帝国議会において、貴族院は態度を硬化させ、工学教育の振興を議論する中で、法学部の増設を批判したのである。例えば同成会の伊沢多喜男は「今日デハ法学部ナドヲ左様ニ殖サナクテモ寧ロ実学デアル工科デアルトカ、或ハ理科デアルト云フヤウナモノデ殖ヤスコトが大ニ必要デアル、其収容力ヲ増スコトが大ニ必要デアルト思フ」と³⁵⁾、茶話会の江木千之は「工科大学ハ将来拡張シタ所デ百人クラキノ学生ガ殖エルノデ、合計約八百人クラキニナル、ソレカラ法科大学ハ現在ハ約八百アルノガ更ニ又八百殖エルト云フコトニナル、是ハ工科大学ノ方ハドウモ殆ド拡張ト云ヘナイ」や³⁶⁾、「貴族院ノ建議シタ所ノ、工科理科ヲ今少シ拡

張ヲ図ルト云フコトモ必要デアラウト考ヘラレル、此計画ニ付テハ甚ダ不十分ニ感ズルノデアル」³⁷⁾、それぞれ主張していた。

貴族院で法学部の増設が批判されるもう1つの場面は、教育機関の立地について問題となるときであった。茶話会の江木千之は「北海道ニ法科大学ヲ置イテ、東京ノ大学ニ溢レル者ガ其方ニ行クダラウト云フノハ余ホド見当違ヒノ御考デアラウ」、「矢鱈ニ法科大学ヲ拵ヘテ見タ所ガ、ソコニ行キハシナイ、是ハ恐ラクハ空ナ計画ニナツテ仕舞フダラウ」と主張している³⁸⁾。東京に数多くある法学系の私立専門学校が大学に昇格する見込みであったため、いかに帝国大学といえど、東北や九州に法学部が増設されても、十分な数の学生を確保できないと批判され、法学部の増設そのものに反対するかのよう意見がみられたのであった。

つまり、以上にみたように、第41回帝国議会の貴族院で法学部の増設が批判されたのは、法科大学卒業生の教養が問題視されたからではなかったのである。貴族院側の批判に対して、次にみるように、文部省は2つの論理で法学部の増設を主張した。

まず、当時は高等教育機関への進学難が問題化している時期であり、法学部への進学需要が現実に存在していたので、文相の中橋徳五郎は「志望シタ学校が無イ為ニ移動シテ居リマシテ、是ハ生徒ノ志望セザル所ノ学校ニ這入ルヤウニナリマス」と³⁹⁾、学生が希望した学部に入ることができないことを問題視し、増設する学部を決定したと説明している。文部省としては、現実に存在する法学部への進学希望を満たさなければ、高等教育機関への進学難という問題を解決したことにはならないと考え、貴族院の主張するように、工学部ばかりを拡張するわけにはいかなかったのである。

また、文部省専門学務局長の松浦鎮次郎は、「綜合大学ト申シマシテモ法文ト云フ方ノ謂ハユル文学的ノ学部ハナイノデアリマス、是ハ併ナガラ綜合大学ヲ造ルト云フ上カラ申シマスレバ実ハ自然科学ノヤウナ分モアルシ、又文学的ノ部分モアツテ初メテ学問ノ研究上カラモ好都合ニナル訳デアリマス、総合大学ガ完成スル上カラ九州ニ法学部ガナイ、仙台ニ法学部ガナイト云フコトハ遺憾ナ点」と述べており⁴⁰⁾、文部省が東北帝大・九州帝大の総合大学化の必要から法学部の増設を決定したこともうかがえる。

貴族院は以上のような文部省の説明に納得しなかった。まず、現実に存在している法学部への進学需要への対処の必要という論理については、例えば石黒忠憲が「学校ノ必要ト云フモノハ、ツマル所学生ノ欲望ヲ満タセバ足ルト云フ御論デゴザイマセウカ、私ハ国家ガ人ヲ養フニハ斯ウ云フモノガドノ位要ル、斯ウ云フ者ガドノ位要ルカラ、国力ニ依ッテ凡ソ所要ガ当初ニ御分リニナリ之ヲ養成スルノガ当然ノコトデアラウト思フ」と述べたように⁴¹⁾、学生の希望よりも、国家としての工学分野の振興の必要性という観点から増設学部を決定すべきであるという主張がなされた。また、総合大学化の必要という論理に対しては、例えば研究会の林博太郎の「法律ノ学科ガ綜合大学ノ中ニ必要デアルト云フコトハ、是ハ西洋ノ大学ノ沿革ニ付テ見レバ、サウデアアルガ、何レモソレニ捉ハレテ我国ニ於テ是ガ施設ヲナス必要ハ無イト思フ」という発言にみられるように⁴²⁾、単科大学も認められるという時代状況の中では、その必要性は十分理解されなかった。

したがって、貴族院が予算の通過時に出した付帯決議「高等教育機関ノ創設拡張ノ計画ハ学校及学科ノ種類竝其施設按配等ニ就キ尚調査研究ノ余地アルモノト認ムルカ故ニ政府ハ宜ク教育諮問機関ニ諮問シ其答申ニ重キヲ置キ大正九年度以降ニ於テ適當ノ措置ヲ取ラレムコトヲ望ム」とは⁴³⁾、法学教育の改善が議論された結果として法学部の法文学部への変更を求めたようなもので

は決してなく、法学部増設そのものの意義が疑問視され、工学教育の振興のために増設学部の再検討が求められた結果として出されたものである。無論、議事録に残らない議論の場で、法学教育の改善が議論されていた可能性はあるが、同時に、議事録として残す意味は極めて大きく、少なくとも議事録として示されている文脈は、通説的な説明と大きく異なるものであった。

3 法文学部の創出

第41回帝国議会閉院後、九州帝大総長の真野文二は「学部は政府の計画案に依れば大正十二年度より着手さるゝ筈なるも今期議会に於て貴族院よりの希望条件もあり殊に法科大学は相当有力なる大学が民間に幾何もある事なれば官学の法科大学を多く設けて私学を圧迫するよりは理、工学部等を多く設置せよとの議論多くなり居れば如何になり行くやも測られざるべし」との談話を『福岡日日新聞』に発表していた⁴⁴⁾。法学部の設置では東北帝大が先行する予定であったことや、前章で述べたように、もともとは理学部の増設を求めていたことから、貴族院の付帯決議によって、増設学部に変更が加えられる可能性にもわずかに期待し、九州帝大としては成り行きを静観することとしたようである。

そのため、増設される法学部の在り方についての議論には東北帝大の方が積極的であった。東北帝大は前述したように、大正期の文科大学の不振に鑑みて、法学系科目を取り入れた文科大学という教育カリキュラムを提案することで、文科大学の設置を目指そうとしていたが、法学部増設を原内閣が決定したために、東北帝大は文学部を要求する論理の修正を迫られていた。1919年1月25日の『河北新報』には、「或る者は学究に偏し或る者は実務家に適せざるの傾きありて兎角批難を招き殊に法文科大学にこの弊習多かりしを以て之等を矯正し真に大学教育の目的を速成するために法科大学政治科と文科を折衷したる特殊の学部を置き学生の自由研究を特徴とする組織とするの方針らしきも中橋現文相の同案に対する意向は未だ不明なるを以て果して福原総長の理想通り解決するや否や疑問」という観測が掲載されている⁴⁵⁾。文科大学増設を主張するための論理を微修正したものに過ぎず、それによって表面上は法学部でありつつも、内実として文学部を含むような融合型学部が中橋徳五郎文相のもとで認められるかどうかは、寺内正毅内閣の奥田良平文相期の文部省に文科大学の増設を一度否定されているだけに、不透明であった。だが、東北帝大としては、「文学部を有せず而も種々の事情上容易に文学部開設の計画をなし得ざる北大としては飽くまでも政、経に合するに文学を以てする当初の企図を本省に向つて要求すべく結局法文の内容を有する学部として出願するならん」と⁴⁶⁾、文学部の設置が当面極めて困難な状況であるため、あくまでも法学部に文学部を包摂させる融合型学部として設置することで、文学部の設置という年来の主張の実現を図ろうとしたのであった。

しかし、前述したように、1919年3月10日に衆議院に対して「総合大学又ハ単科大学ニ其ノ組織ノ如何ヲ問ハス文学部若ハ文科的講座ヲ必置スルノ要ヲ認メス」という答弁書を出しており⁴⁷⁾、文部省は文学部の増設や文科的講座の設置を不要と判断していたことから、1919年の3月上旬の時点では、東北帝大の主張が実現する可能性は極めて低かったであろうと考えられる。

ところが、前章で述べたように、1919年の3月下旬に貴族院が工学教育の振興を主張して法学部増設の再検討を迫る付帯決議とともに予算案等を認めたため、原内閣としてはそれへの対応が必要となった。原敬は「高等教育機関拡張の案に付、衆議院は法律案も予算案も全会一致にて通過せしも、貴族院に於ては各派に於て種々の議論を生じ、方針としては意義なきものの如くな

るも、其形式又は学校の種類などに付議論あり、去りながら此等種々の議論は要するに現内閣の成功を嫉妬するの下劣なる感情も多く又憲政会は貴族院に於て傷けん（衆議院にては形成不可にして賛成しながら）とする運動もあり」と日記に記しており⁴⁸⁾、原にとって貴族院の反応は予想外のものであったことがわかるが、より重要であるのは、原が貴族院の反対に便乗している憲政会の存在を観測していたことである。事実、たびたび法学部の増設を批判していた江木千之や伊沢多喜男等は、憲政会に近い議員であった。第41回帝国議会を通じて、原敬内閣と研究会は信頼関係を構築していったことが指摘されているが⁴⁹⁾、それはつまり、研究会以外の会派が原敬内閣と対立することにもつながるのである。

よって、貴族院で予算等を成立させる最終段階において、増設学部の再検討を求める付帯決議に対して「承知イタシマシタ、ソレナラバ政府ハ喜ンデ御同意ヲ致シマス」と述べて円滑に協賛を得ようとしつつ⁵⁰⁾、貴族院での反対に乗じて憲政会が政争をしかけているとみた原は、貴族院の主張に屈して増設学部を理工系に変更することは断じてできず、是が非でも法学部増設という方針を固守しなければならなくなったものと考えられる。

増設学部の再検討は、1919年5月に、私立専門学校の大学への昇格を審議するために設置された臨時教育委員会で審議されることになった。法学部の法文学部への変更は最終的にはこの臨時教育委員会で決定されているため、本稿の課題からしても分析が必要なわけであるが、残念ながら、臨時教育委員会の記録は関東大震災で焼失してしまっており、現存していないようである⁵¹⁾。

そのため、議事録以外の史料からのアプローチが必要である。確認しなければならないのが、法学部の法文学部への変更を主導したのが、どの政治主体なのかということである。

1919年の7月中旬に開催される予定であった第3回の委員会の延期を報じた新聞記事において、その事情が「目下文部省に於ける諮問事項も彼の大阪府立医科大学の昇格問題以外未だ之と謂ふべき確たる原案なきのみならず今や既に暑中休暇に入り委員の多くも弗々避暑に赴くべきを以て近く開会するは至難」と記されている⁵²⁾。つまり、臨時教育委員会の原案は文部省で作成され、それが審議に附されていたのである。

では、法学部の法文学部への変更を審議した1919年11月の臨時教育委員会において、法文学部への変更は文部省の原案だったのか、それとも委員側の変更要求に応じたものであったのであろうか。委員の一人であった東京帝大総長の山川健次郎は、11月16日の日記に「次官は予に語りて云ふに、水野直氏の語る所によれば、次の教育委員会にては高等教育機関拡張案には是非山川氏の賛成論あらば研究会の会論をまとむるのに都合よし運動会にて八日に貴下（山川）は不参加なるや如し、当日議決することゝならば迎をやるにつき是非出席して賛成し呉れとなり。予は素より賛成の事なれば快諾せり」と記している⁵³⁾。文部省の原案そのものの内容は不明であるが、文部省は原案での通過を狙っており、貴族院対策のために山川の賛成を欲しているという内容である。そして、法学部の法文学部への変更を審議した11月27日の委員会の様子は、「文部省提出の拡張案を全部認むべきか或は九年度拡張案丈を切離して認むべきかに付懇談する所ありしが結局当局提出の原案を全部認むる事となり更に之に対し附帯条件を附すべきや否やに付評議する所ありしが這は次回に開かるべき来月十一日の会議に於て決定する事とし午後六時散会せり因に当局提出の諮問案は四十一議会に提出せしものと殆ど同一にて只変更を加へし点は大正九年度以後に於て増設すべき高等学校中に七年制高等学校を一校設置することゝ、大正十年度に於ける東北帝国大学法学部及び同十一年度に於ける九州帝国大学法学部の創設を変更して法文学部を置くこ

と為せし点なり当局に於ては七年制高等学校を来年度より設置する筈なるが委員中には七年制高等学校を一枚だけ設置するを以て足れりとせずとする者もあり尚此他多少の意見を有する委員もあれば或は次回に於て何等かの附帯条件の提出を見るべきか」と報道されている⁵⁴⁾。つまり、法学部の法文学部への変更は文部省によって提案されたもので、それを臨時教育委員会は基本的に承認し、議論があったのは帝国大学の学部増設ではなく、高等学校の増設についてのみであった。

結局、法学部の法文学部への変更は九州帝大においてもなされることとなり、その変更の理由は「従来の法学部は余りに権利義務の思考に拘泥せしを以て之に対して哲学歴史等の文学的科目を加ふるにあり故に此点より云へば従来に比し司法官試験、弁護士試験の如き特殊的法律試験を受くるに不便ならんも行政官等となるには寧ろ円満なる知識を有して好都合なるべく又文学部に対しては法学通論或は政治学等の科目を教授し以て超越的の文学部生に対し世間的知識を注入するものにて此点に於て法文学部制は存在の意義を有するものなるべし」と報道された⁵⁵⁾。

しかし、前述したように、文部省は1918年の段階で、東北帝大が打診した融合型学部の意義を否定していたうえ、文学部系の科目を他の学部においても取り入れることの必要についても、衆議院で否定していた。上の新聞記事は、あくまでも変更の表向きの理由を示しているだけに過ぎず、法文学部という新しい学部形態の創出には、別の理由があると考えべきであろう。

なぜ文部省は東北帝大の主張を容れて、法文学部変更という原案を作成して臨時教育委員会に臨んだのであろうか。やはり、貴族院で出された付帯決議に配慮しなければならなかったために、増設学部を全く変更しないわけにいかなかったことは確かであろう。山川健次郎の日記をみても、貴族院対策が重要視されていたことがわかる。だが、貴族院は前章でみたように、理工系学部の増設を求めていたわけであり、法学部の法文学部への変更は大きな変更であったとはいえ、それでも貴族院の要求とはかけ離れていたものであった。法学部を理工系学部に変更することは、予算の面から考えても現実的でなかったが、より大きな要因としては、前述したように、貴族院の付帯決議を憲政会のしかけてきた政争とする見方があり、それゆえに、極力法学部の増設という枠組みを崩したくなかったものと考えられる。

つまり、法文学部という新しい学部形態の創出は、工学教育の振興という貴族院の主張から学部の増設計画の変更が迫られながらも、当時の党派対立から抜本的な変更ができず、それゆえに、東北帝大が年来文科大学増設のために主張していた論理が一部採用された結果であったと言えよう。

おわりに

法文学部という新しい形態の学部が創出される直前、広く法科万能主義批判と文科大学振興論があったことは事実であるが、そのことが法文学部の創出に直接結びついたとは言えない。東北帝大は創設当初から文科大学の設置による総合大学化を志向していたが、一般的に文科大学の志望者は東京帝大・京都帝大でも多くなく、文科大学に優秀な学生を入学させるために高等文官試験を改革しようとする臨時教育会議内の一部の主張も否定されており、東北帝大の文科大学設置要求は文部省には受け入れられなかった。文部省は総合大学への文学部の設置義務付けや文科系科目の必修化といった衆議院の提言を1919年3月上旬の段階で拒否しており、その時点では文科大学の振興を棚上げしていた。1918年末に高等教育機関の大拡張がなされることとなっても、

文部省は総合大学化という目標を、現実に存在していた法科大学への進学需要から、法学部増設によって達成しようとしていたのであった。

一方、貴族院は第40回帝国議会から工学教育の振興を主張しており、第41回帝国議会においても、その主張を継続し、法学部ではなく理工系学部の増設を求めていた。先行研究は貴族院が法文学部の設置を主張したとしているが、貴族院の議論とその結果として出された増設学部の再検討を求める付帯決議は、法文学部の設置を求めたものではなく、理工系学部の増設による工学教育の振興を求めたものとして理解すべきである。

貴族院の要求には一定程度配慮しなければならない一方で、法学部を理工系学部に変更することには多額の追加費用が必要であるばかりではなく、原内閣は貴族院の態度に便乗した憲政会の策動を観測しており、貴族院の要求を全面的に容れるわけにはいかず、法学部の増設による総合大学の完成という路線を、文部省は維持しなければならなかった。そこで、社会的な課題の解決に一定程度配慮した姿勢を示すことができる、東北帝大の要求である法文学部という学部形態が採用されることになるのであった。

東北帝大の法文学部の創設委員及び初代法文学部長も務めた佐藤丑次郎は、おそらく、創設委員に任命される際に、こうした経緯を正確に知らされておらず、表向き表明された法文学部の設置理由のみを聞かされていたものと考えられる。法文学部の設置理由については、佐藤の回想が佐藤によって集められた東北帝大法文学部のスタッフの中で常識化しており⁵⁶⁾、日本で初めて法文学部を設置した東北大学の大学史の記述が、定説化してしまったわけだが、実態としては、理念よりも、党派間の対立と、各政治主体の妥協の産物として、法文学部は創出されたものと考えべきである。

そして、そのように理念を重視して創出されたわけではなく、あくまでも妥協の産物として法文学部という学部が創出されたと考えると、人的な連続性がありながらも、早々に融合学部の理念が放棄されたことが、より整合的に理解可能となる。多分野融合型学部の理念を重視する者もいたであろうが、同時に、単なる建前としてしか捉えていなかった者も相当数いたものと、本稿の結果から推測されるのである。

以上の歴史的事例は、融合型学部の価値を毀損するものではない。むしろその逆であり、大正から昭和にかけての法文学部という融合型学部の不振の理由は、理念そのものにあるのではなく、創出経緯によるところが大きいと考えられるのである。

注

- 1) 東北大学五十年史編集委員会編『東北大学五十年史』（東北大学、1960年）1005～1006頁や、阿部次郎「法文学部の思ひ出」（東北大学法文学部略史編纂委員会編『東北大学法文学部略史』、同刊、1953年）36頁などの記述をもとにして、竹内洋『教養派知識人の運命 阿部次郎とその時代』（筑摩書房、2018年）270～276頁でこのような見解が述べられている。同様の見解は、九州大学創立五十周年記念会編『九州大学五十年史 通史』（九州大学創立五十周年記念会、1967年）207～208頁や、九州大学百年史編集委員会編『九州大学百年史 第一巻 通史編Ⅰ』（九州大学、2017年）242頁でも採られている。また、以上のような東北大学や九州大学の大学史における記述のうち、法文学部創出の理由が分野融合型教養人の育成にあるという点については、通堂あゆみ「京城帝国大学法文学部の再検討—法科系学科の組織・人事・学生動向を中心に—」（『史学雑誌』117-2、2008年）62頁でも議論の前提とされている。

- 2) 佐藤丑次郎「法文学部設置構想」(東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史八 資料一』、東北大学研究教育振興財団、2004年)。
- 3) 『東京朝日新聞』1919年12月2日、朝刊。
- 4) 京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史 総説編』(1998年、第一法規出版) 133頁。
- 5) 前掲『九州大学百年史 第一巻』、5～6頁。
- 6) 東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史一 通史一』(東北大学研究教育振興財団、2007年) 273～274頁。
- 7) 前掲通堂あゆみ「京城帝国大学法文学部の再検討」。
- 8) 同上、62頁。
- 9) 李恒全「台北帝国大学設立計画案に関する一考察—幣原坦の設立構想を中心に—」(『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』1-1、2007年) 45頁。
- 10) 上田万年「文科大学につきての感想」(『帝国大学』22-8、1916年) 94頁。
- 11) 芳賀矢一「法科万能主義を排す」(『帝国文学』23-10、1917年) 1頁。
- 12) 吉野作造「所謂排法科万能主義によつて暗示せられたる三大時弊」(『吉野作造選集』第3巻、岩波書店、1995年、初出は『中央公論』1917年12月) 238頁。
- 13) 同上、237頁。
- 14) 前掲竹内『教養派知識人の運命』、270～275頁。
- 15) 「臨時教育会議(総会)速記録 第十七号」(『各種調査会委員会文書・臨時教育会議書類・ニノ二速記録綴自第十一号至第二十号』、国立公文書館所蔵)。
- 16) 「臨時教育会議(総会)速記録 第十八号」(同上所収、国立公文書館所蔵)。
- 17) 但し、以上の議論は高等文官試験改革にはつながっていく。(若月剛史『戦前日本の政党内閣と官僚制』第3章、東京大学出版会、2014年)
- 18) 「第四十一回帝国議会議事速記録第二十二号」(帝国議会議録検索システム)。
- 19) 澤柳政太郎「単立大学説に反対す」(成城学園澤柳政太郎全集刊行会『澤柳政太郎全集 第3巻 国家と教育』、国土社、1978年、初出は『帝国教育』330、1910年) 147頁。
- 20) 同上、149頁。
- 21) 東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史四 部局史一』(東北大学研究教育振興財団、2003年) 78頁。
なお、影山昇「澤柳政太郎と女子高等教育—東北帝国大学への門戸開放—」(『成城文藝』170、2000年)では澤柳による東北帝大の総合大学化のための施策として、医学・工学専門部の設置について解説しているが、後述するように、総合大学化で重視されたのはいわゆる文系学部の設置であった。
- 22) 『河北新報』1918年7月27日。東北帝大は戦前においては「北大」と略称されていた。
- 23) 隠岐さやか『文系と理系はなぜ分かれたのか』(星海社、2018年) 102頁。
- 24) 『読売新聞』1918年5月11日条、朝刊。
- 25) 『東京朝日新聞』1918年8月22日、朝刊。
- 26) 『河北新報』1918年9月10日。
- 27) 同上、1918年10月10日。
- 28) 同上、1918年12月27日。
- 29) 原奎一郎編『原敬日記 第五巻 首相時代』(福村出版、1965年) 1918年11月14日条、36頁。
- 30) 同上、1918年12月6～7日条、10日条、17～19日条、46～51頁。
- 31) 同上、1918年12月25日条、53頁。
- 32) 『福岡日日新聞』1918年12月23日。
- 33) 同右、1918年12月27日。
- 34) 「第四十回帝国議会議事速記録第十五号」(帝国議会議録検索システム)。
- 35) 「第四十一回帝国議会議事速記録第十五号」(帝国議会議録検索システム)。
- 36) 「第四十一回帝国議会議事速記録第八号」(内務省文部省) 議事速記録第八号」(帝国議会議録検索システム)。
- 37) 「第四十一回帝国議会議事速記録第十一号」(内務省文部省) 議事速記録第十一号」(帝国議会議録検索システム)。

- 索システム)。
- 38) 「第四十一回帝国議会貴族院予算委員会議事速記録第十四号」(帝国議会会議録検索システム)。
 - 39) 「第四十一回帝国議会貴族院高等諸学校創設及拡張費支弁ニ関スル法律案特別委員会議事速記録第一号」(帝国議会会議録検索システム)。
 - 40) 前掲「第四十一回帝国議会貴族院予算委員会議事速記録第十五号」。
 - 41) 同上。
 - 42) 「第四十一回帝国議会貴族院予算委員会議事速記録第十六号」(帝国議会会議録検索システム)。
 - 43) 「第四十一回帝国議会貴族院議事速記録第二十四号」(帝国議会会議録検索システム)。
 - 44) 『福岡日日新聞』1919年4月2日。
 - 45) 『河北新報』1919年1月20日。
 - 46) 同上、1919年1月30日。
 - 47) 前掲「第四十一回帝国議会衆議院議事速記録第二十二号」。
 - 48) 前掲『原敬日記 第五卷』1919年3月19日条、78頁。
 - 49) 内藤一成『貴族院』(同成社、2008年)125頁
 - 50) 「第四十一回帝国議会貴族院高等諸学校創設及ビ拡張費支弁ニ関スル法律案特別委員会議事速記録第三号」(帝国議会会議録検索システム)。
 - 51) 寺崎昌男『日本近代大学史』(東京大学出版会、2020年)182頁。
 - 52) 『東京朝日新聞』1919年7月14日、朝刊。下線引用者。
 - 53) 「山川健次郎日記印刷原稿 第十五 自大正八年七月廿三日 至大正九年一月六日」(尚友倶楽部史料調査室・小宮京・中澤俊輔『尚友ブックレット28 山川健次郎日記一印刷原稿 第一～第三、第十五』、芙蓉書房出版、2014年)1919年11月6日条、181～182頁。
 - 54) 『東京朝日新聞』1919年11月28日、朝刊。
 - 55) 同上、1919年12月2日、朝刊。
 - 56) 東北帝大法文学部の創設当時のスタッフであった阿部次郎は、「法文学部の創立の事情並びにその特色などについて。創立の事情はやはり亡くなった佐藤さんが一番委しく、佐藤さんが酒を飲む度にその自慢話を聞かされたものだ。貴族院では法学士出身の役人は法律家ばかりで教養がひろくない、立派な役人を養成するには法科関係の学問のみならず文科系の講義も沢山しこまなければならない」と回想している(前掲阿部「法文学部の思ひ出」、36頁)。